

福岡県公報

平成19年6月8日
第2687号

目次

告示(第1138号—第1160号)

都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	1
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用の開始	(道路維持課)	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
道路の供用の開始	(道路維持課)	3
児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会の設置	(児童家庭課)	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
公共測量の終了	(土木管理課)	5
公共測量の終了	(土木管理課)	5
公共測量の実施	(土木管理課)	5
公共測量の実施	(土木管理課)	5
公共測量の終了	(土木管理課)	6
公共測量の終了	(土木管理課)	6
公共測量の終了	(土木管理課)	6
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	6

福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項の変更

(出納事務局出納総務課) 7

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) 7

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) 8

土地改良区の役員の就任及び退任 (農地計画課) 8

公 告

平成19年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験の実施

(介護保険課) 9

正 誤

福岡県河川法施行細則の一部を改正する規則(平成19年福岡県規則第52号) 中正誤 10

福岡県砂利採取計画等に関する細則の一部を改正する規則(平成19年福岡県規則第53号) 中正誤 11

告 示

福岡県告示第1138号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成19年6月8日から同月22日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年6月8日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
新宮都市計画道路3・4・5号上浜・馬場線の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
糟屋郡新宮町下府二丁目及び緑ヶ浜四丁目の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課
新宮町都市整備課

福岡県告示第1139号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成19年6月8日から同月22日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年6月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
筑後都市計画及び瀬高都市計画公園9・6・1号筑後広域公園の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
みやま市瀬高町長田字狐林の一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部公園街路課
みやま市都市計画課

福岡県告示第1140号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成19年6月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ホームプラザナフコ豊津店

(2) 所在地 福岡県京都郡みやこ町大字田中宇中迫388番地 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1141号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年6月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫郡那珂川町大字別所字次郎丸1054番10
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市東区多の津5丁目40番2-102号
築地 智之

福岡県告示第1142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年6月8日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
			前	田川郡福智町伊方2968番3先から同郡同町伊方2821番3先まで	9.2 ~ 26.0	64.5

田川	県道	金夏伊 田吉線	前	田川郡福智町伊方2821番1先から 同郡同町伊方2920番1先まで	9.0 ~ 10.0	178.5
			後	田川郡福智町伊方2968番3先から 同郡同町伊方2920番1先まで	9.0 ~ 26.0	

福岡県告示第1143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年6月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年6月8日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	金夏伊 田吉線	田川郡福智町伊方2968番3先から 同郡同町伊方2920番1先まで

福岡県告示第1144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年6月8日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	久留米 浮羽線	前	うきは市吉井町江南136番3先から 同市吉井町江南129番8先まで	7.5 ~ 9.7	62.0
			後	同上	9.7 ~ 10.0	
久留米	県道	浮羽 草野線 久留米	前	久留米市山本町豊田244番2先から 同市山本町豊田554番先まで	4.3 ~ 10.7	67.1
			後	同上	4.3 ~ 11.0	
柳川	県道	本町 新大川	前	柳川市城南町1番1先から 同市本城町1番4先まで	17.9 ~ 28.3	29.0
			後	同上	18.0 ~ 35.8	

福岡県告示第1145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年6月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年6月8日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間

久留米	久留米 浮羽線	うきは市吉井町江南134番1先から 同市吉井町江南129番8先まで
久留米	浮羽 草野線 久留米	久留米市山本町豊田244番2先から 同市山本町豊田554番先まで

福岡県告示第1146号

児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童対策地域協議会を設置したので、同法第25条の2第3項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第25条の27の規定により公示する。

平成19年6月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 要保護児童対策地域協議会の名称
福岡県要保護児童対策地域協議会
- 要保護児童対策調整機関の名称
福岡県保健福祉部児童家庭課
- 要保護児童対策地域協議会構成関係機関の名称及び児童福祉法第25条の5の規定する関係機関等の区分

関係機関等の名称	児童福祉法第25条の5の区分
福岡県医師会	第25条の5第2号
福岡県歯科医師会	第25条の5第2号
福岡県看護協会	第25条の5第2号
福岡県私学協会	第25条の5第3号
福岡県私立幼稚園振興協会	第25条の5第2号
福岡県PTA連合会	第25条の5第3号
福岡県児童養護施設協議会	第25条の5第3号
福岡県保育所連盟	第25条の5第3号
福岡県民生児童委員協議会	第25条の5第3号

福岡県保健福祉環境事務所長会	第25条の5第1号
福岡県里親会	第25条の5第3号
福岡県弁護士会	第25条の5第2号
福岡法務局	第25条の5第1号
福岡家庭裁判所	第25条の5第1号
福岡県警察本部少年課	第25条の5第1号
福岡県教育庁義務教育課	第25条の5第1号
福岡県保健福祉部子育て支援課	第25条の5第1号
福岡県生活労働部青少年課	第25条の5第1号
福岡県保健福祉部障害者福祉課	第25条の5第1号
福岡市子ども総合相談センター	第25条の5第1号
北九州市子ども総合センター	第25条の5第1号
福岡県中央児童相談所	第25条の5第1号
福岡県久留米児童相談所	第25条の5第1号
福岡県田川児童相談所	第25条の5第1号
福岡県大牟田児童相談所	第25条の5第1号
特定非営利活動法人ふくおか・子どもの虐待防止センター	第25条の5第3号
福岡県市長会	第25条の5第3号
福岡県町村長会	第25条の5第3号
福岡県保健福祉部児童家庭課	第25条の5第1号

福岡県告示第1147号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年6月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡篠栗町大字尾仲字馬手30 - 2 及び30 - 7 から30 - 13まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
 糟屋郡篠栗町大字尾仲406番地
 株式会社 勢門製材所 代表取締役 伊勢田 吉彦

福岡県告示第1148号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年6月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称
 行橋市大字上検地字八ヒ口998 - 1、998 - 4及び998 - 8（第二工区）

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
 福岡県行橋市大字宮市51 - 7
 加藤 真知子

福岡県告示第1149号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宗像市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年6月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類
 公共測量（2級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
宗像市三郎丸地区	平成19年3月30日

福岡県告示第1150号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年6月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類
 公共測量（2級基準点測量・3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀郡岡垣町大字元松原地内	平成18年11月30日

福岡県告示第1151号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年6月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類
 公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区西鳴水一丁目外	平成19年5月22日から 平成19年8月31日まで

福岡県告示第1152号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年6月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区西部	平成19年5月28日から 平成19年8月31日まで

福岡県告示第1153号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年6月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区東浜町外	平成18年6月16日

福岡県告示第1154号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年6月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区	平成19年3月30日

福岡県告示第1155号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年6月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区貫地区	平成19年3月30日

福岡県告示第1156号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年6月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ファッションモール筑後店

(2) 所在地 福岡県筑後市大字山の井670番2外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

意見なし

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 騒音の発生に係る事項

大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定に基づく市の意見はありませんが、一部夜間の騒音基準を超える部分について、住民から苦情があった場合は企業に対し誠意を持って対応していただくようお願いください。

(5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(6) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(7) その他

意見なし

福岡県告示第1157号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成19年6月8日

福岡県知事 麻生 渡

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	136	(今回変更した事項) 北九州市小倉北区大手町3番9号 北九州市防災協会 会長 石川 昌弘	北九州市小倉北区大手町3番9号	平成19年5

旧	(今回変更した事項) 北九州市小倉北区大手町3番9号 北九州市防災協会 会長 新井 英男	北九州市消防局庁舎内	月8日
---	---	------------	-----

福岡県告示第1158号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年6月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年5月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡国際バレエ劇場

(2) 代表者の氏名

二宮 昌

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市南区和田1丁目6番6号

(4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、各年齢層にわたるバレエ愛好者を含む一般市民、各地域の方々に対して、バレエの身体訓練を基礎としたスポーツ・ダンス・バレエの創作、普及、国際文化交流に関する事業を行い、各地域における文化のまちづくり、福岡市民、県民、ひいては日本と世界の文化の向上と交流に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、世界の人々に対してバレエ及びその基礎となる文化・芸術・スポーツ等の創作・教育・普及、及び国際文化交流に関する活動を通して各地域における文化のまちづくり、及び国際文化交流に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1159号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年6月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年5月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 福岡・アジアネットワーク

(2) 代表者の氏名

唐川 勝

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区那ノ津五丁目1番10号

(4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、日本及び東南アジアの学校に行けない子供たちに対して義務教育を受けるための機会作りや就学の支援などを行うとともに、在外日本人の権利の確立を図るための活動を行うことを目的とする。

(変更後) この法人は、日本及び東南アジアの学校に行けない子供たちに対して教育を受けるための機会作りや就学の支援などを行うとともに、在外日本人の権利の確立を図るための活動を行うこと及び、子供たちと教育機関、保護者間の密接なコミュニケーションの機会を提供し、子供たちの健やかな成長と大人と子供の絆の回復を図り、明るい社会作りに貢献する活動を行うことを目的とする。

福岡県告示第1160号

大橋土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年6月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
芳野 太	久留米市大橋町常持780番地1の1
幸若 和幸	" " 合楽411番地
柳瀬 哲	" " 合楽184番地1
末次 守	" " 常持770番地1
古賀 貞敏	" " 常持885番地
古賀 一成	" " 常持935番地2
中村 博桂	" " 合楽880番地
久保山 新二	" " 合楽213番地
中野 光吉	" 草野町草野636番地
永松 研二	" 田主丸町中尾927番地2
清水 正文	" " 中尾1695番地1

2 退任監事

氏名	住所
高田 芳明	久留米市大橋町常持1053番地
田中 正	" " 合楽381番地2
井上 桂勝	" 善導寺町島542番地2

3 就任理事

氏名	住所
柳瀬 和彦	久留米市大橋町合楽193番地
水落 洋明	" " 常持239番地
幸若 剛	" " 合楽419番地
永野 壽栄子	" " 常持374番地1

山川茂之	" "	常持836番地
鹿毛 壽	" "	常持941番地
行徳美光	" "	合衆435番地
平井征雄	" "	合衆146番地4
清水一三	"	田主丸町中尾1758番地
大塚靖治	"	草野町草野671番地1
井上登志江	"	善導寺町島617番地

4 就任監事

氏名	住所
古賀伸幸	久留米市大橋町常持1152番地
中 靄 裕 一	" " 合衆200番地2
久保山 一 年	" 田主丸町中尾1205番地

公 告

公告

平成19年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験を次のように実施する。

平成19年6月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 受験資格

試験は、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」（平成18年5月22日老発第0522001号厚生労働省老健局長通知）の別添介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱3に定める者が、受験することができる。

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験の方法により実施する。

(2) 日時及び場所

日	時	場 所
平成19年10月28日（日曜日）	午前10時～	太宰府市五条3丁目11番25号 福岡経済大学
		北九州市八幡西区自由ヶ丘1番8号 九州共立大学
		宗像市大字赤間文教町1番1号 福岡教育大学

(3) 試験の内容及び問題数

試験の内容及び問題数は次のとおりとし、その他詳細については、別に公表する。

区 分	問題数	
介護支援分野	25問	
保健医療福祉サービス分野	基礎 総合	15問 5問
	福祉サービスに関する基礎知識及び技能に関すること（以下「福祉サービスの知識等」という。）。	15問
合 計	60問	

(4) 解答免除

次の表に掲げる法定資格を有する者については、保健医療福祉サービス分野における当該資格に係る事項の問題について、当該資格に応じ、表の右欄のとおり解答を免除する。なお、甲、乙又は丙の資格を重複して有する者は、当該資格に応じた問題の解答をそれぞれいずれも免除する。

法定資格取得者	免除の区分及び問題数

甲	医師、歯科医師	保健医療サービス分野の知識等 基礎 総合	15問 5問
乙	薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士（管理栄養士を含む。）、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師	保健医療サービス分野の知識等 基礎	15問
丙	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士	福祉サービスの知識等	15問

(5) 試験時間

解答時間は120分（点字受験者180分、弱視等受験者156分）とする。ただし、解答免除対象者については、免除問題1問あたり2分（点字受験者は3分、弱視等受験者は2分36秒）で計算した時間を差し引くこととする。

3 受験手続受付期間

(1) 受験の申込み方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類及び写真（申込前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4センチメートル、横3センチメートルのもの）並びに受験手数料8,500円を添えて、郵便（簡易書留に限る。）で福岡県保健福祉部介護保

険課（郵便番号812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「介護保険課」という。）へ提出すること。

(ア) 実務経験証明書

(イ) 受験資格のあることを証明する書類

イ 受験手数料8,500円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込み受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

(2) 受付期間

受験申込みの受付期間は、平成19年7月11日（水曜日）から平成19年8月10日（金曜日）までとし、受付期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 合格者の発表

平成19年12月10日（月曜日）に受験者全員に対し、合否の通知を行う。

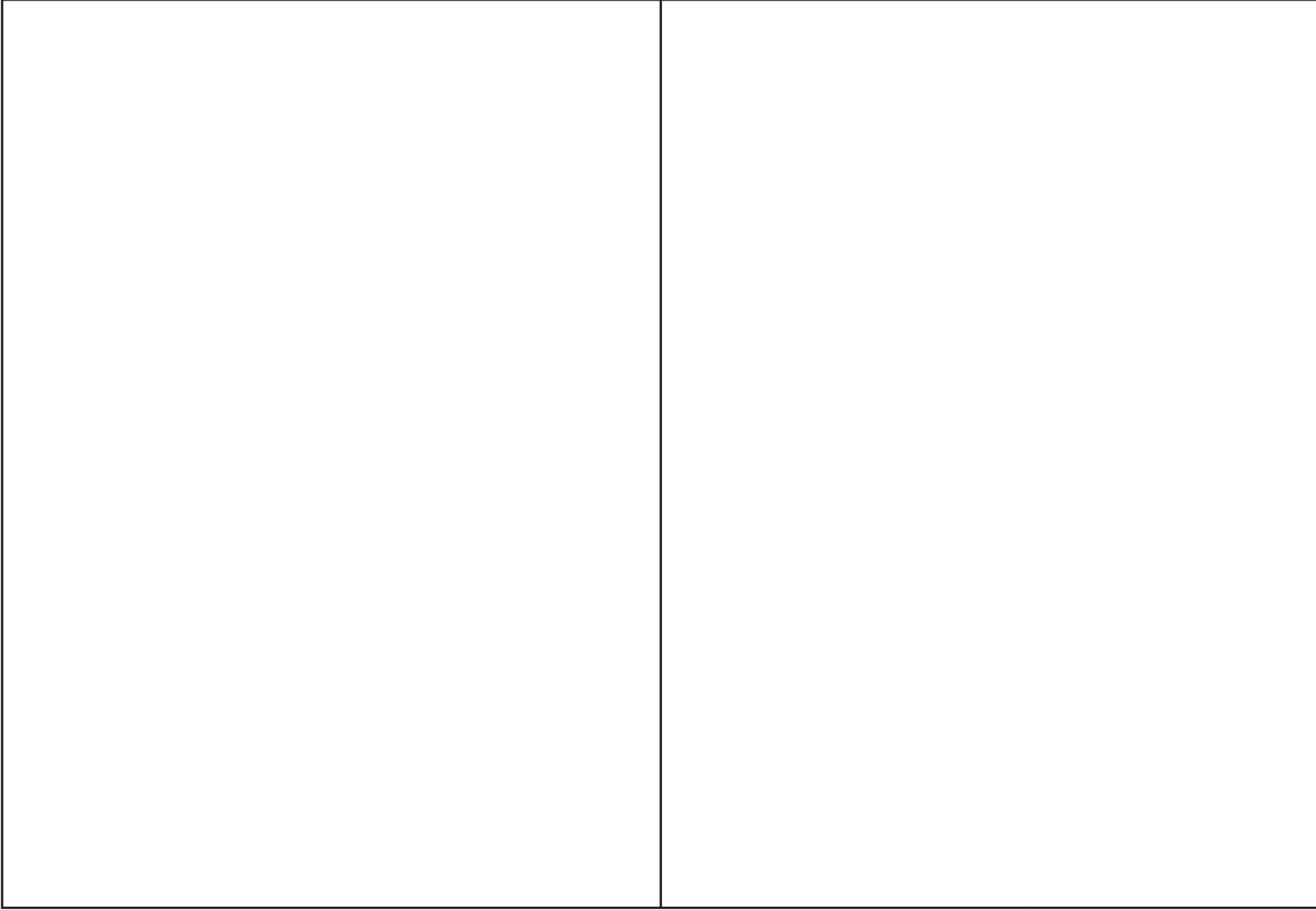
5 その他

受験手続きその他の問い合わせは、介護保険課（直通電話092 - 643 - 3322）に対して行うこと。郵便で申込要領の送付を希望する場合には、あて先及び郵便番号を明記して240円切手を貼った返信用封筒（角型2号程度でA4判の用紙を折らずに入れられる大きさのもの）を必ず同封すること。

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	回上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
			52	164		○	後ろ から 4 か		「 [○] 職員」	「 [●] 職員」

19 ・ 5 ・ 30	
2683 増刊①	
規 則	
53	
174	165
○	○
ら 3 後 ろ か	5
書 類	書 類
この規則により受付する書類	この規則により提出する書類



定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
 〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙等率100%再生紙を使用しています